

# 令和2年度 福島県立長沼高等学校 後期選抜募集要項

〒962-0203 福島県須賀川市長沼字子ッコ橋<sup>ね</sup>58

電話番号(0248)67-2185

## 1 選抜の実施

後期選抜は、前期選抜により定員を充足しない場合において実施する。

## 2 募集定員

課程	学科	募集定員
全日制	普通科	定員80名から前期選抜の合格者数を除いた数

## 3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

## 4 出願資格

出願資格については、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

## 5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 6 出願期間

令和2年3月17日(火)から3月18日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、書留・速達とし、返信用封筒(長形3号、84円切手を貼付する)を同封の上、令和2年3月18日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
  - ① 入学願書（様式統一2号の1により、福島県教育委員会において作成したもの）
  - ② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号により、福島県教育委員会が定めた所定の様式）

ただし、「評定」及び「出欠の記録」の第3学年の欄は、学年末までの状況について記入する。
  - ③ 受験票用紙（様式統一2号の2により福島県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
  - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一2号の3により福島県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。前期選抜において入学検定料を納付済みの者は、出願の際本様式に斜線を引くこと。
- (2) 上記(1)以外の者  
本校に問い合わせること。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（別紙様式共通4号の2により、福島県教育委員会において作成したもの）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書（様式統一1号の3又は統一3号の3）」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

## 8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（福島県教育委員会が定めた様式統一５号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が１年間で３０日以上とするが、３０日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が１年間で３０日以上の場合提出できるが、３０日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出は次の方法により行なう。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、８４円切手を貼付した返信用封筒（長形３号）を同封する。
- (2) 志願者は、自己申告書を提出した場合、本校校長から自己申告書受領書（様式共通３号）の交付を受ける。
- (3) 提出期間は、令和２年３月１７日（火）から３月２３日（月）までとする。  
郵送の場合には、３月２３日（月）必着とする。  
持参の場合の受付時間は、午前９時から午後４時までとする。  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

## 9 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた者に対し、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。受験票及び入学検定料納付済証明書については、後期選抜に対応する様式（様式統一２号の２及び統一２号の３）とする。  
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者のみ交付する。
- (2) 本校校長において出願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、入学願書の受付を取り消すことがある。
  - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
  - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 10 出願先変更

- (1) 志願者は、令和2年3月19日（木）に、1回に限り、出願先を変更することができる。  
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。  
ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
  - ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（様式後期2号の2）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。
  - ② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた高等学校長は、志願者が先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
  - ③ ②により変更先の高等学校から連絡を受けた高等学校長は、変更先の高等学校に、入学願書の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
  - ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更者名簿（様式後期3号）を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
  - ⑤ 高等学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。  
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が本校の後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 1 2 選抜方法・選抜資料

- (1) 中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判断して選抜する。
- (2) 選抜資料については次のとおりとする。

選 抜 資 料		
調 査 書	面 接	小論文（又は作文）
「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は35点満点とし、合計170点満点とする。	個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、社会、数学、理科、英語）を含む。 面接については、段階評価とする。	作文を実施する。出題されたテーマについて、500～600字でまとめる。 作文については、段階評価とする。

- (3) 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。
- (4) 志願者から自己申告書（様式統一5号）の提出があった場合には、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

## 1 3 面接等の日時及び会場

- (1) 日 時 令和2年3月24日（火）午前9時00分～
- (2) 会 場 本校教室
- (3) 集 合 午前8時20分までに本校体育館に集合すること
- (4) 日 程

9:00	9:50	10:10
作 文	休	面 接
(50分)	(20分)	

- (5) 持参するもの  
受験票、上ばき、筆記用具  
昼食の要・不要については、受験者の出願状況により異なるため、別に示すこととする。

## 1 4 合格者発表

- (1) 令和2年3月25日（水）午後3時以降に、本校で発表する。
- (2) 合格者に対し、合格通知書を交付する。その際、合格者は受験票を提出する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

## 15 障がい等のある志願者に対する配慮

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
  - ① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して「受験上の配慮申請書」(様式共通11号)を本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」(様式共通12号)と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
  - ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」(様式共通13号)により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。
- (2) 上記(1)以外の者
  - ① 原則として年内に、志願者は「受験上の配慮申請書」(様式共通11号)を本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
  - ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」(様式共通13号)により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

## 16 入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害(当該入学検定料の納付期限前1年以内に指定されたものに限る。)により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。

## 17 その他

- (1) 入学辞退の手続き  
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。